

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の主な変更点（案）

- ：防疫指針本体の変更内容
- ：防疫指針留意事項（局長通知）の変更内容

第2章 発生予防対策**第3 発生に備えた体制の構築・強化**

- 豚に感染した場合に排出されるウイルス量を軽減する抗ウイルス資材についても、必要十分な量を備蓄する旨を削除。

第3章 まん延防止対策**第1節 家畜における防疫対応****第7 発生農場等における防疫措置**

- と殺する家畜の優先順位付けのほか、と殺が完了するまでウイルスの増殖及び拡散を防止するために必要な措置を講ずる旨を追記。
- 抗ウイルス資材の豚の大規模飼養農場での使用、耐性ウイルスの出現防止等の記載を削除。
- ウイルス株によって抗ウイルス資材の効果に差がある等の記載を削除。

第12 ウイルスの浸潤状況の確認等

- 都道府県は、患畜又は疑似患畜が確認された場合、発生農場の周囲の地域において、野生動物の感染確認検査を実施する旨を明記。
- 口蹄疫の診断のための動物衛生課との協議について、第17から移動。

第14 予防的殺処分

- 抗ウイルス資材の耐性ウイルスの出現防止等の記載を削除。

第2節 野生動物における防疫対応**第17 感染の疑いが生じた場合の対応等**

- 都道府県は、死亡した野生動物又は捕獲された野生動物の状況、患畜又は疑似患畜が確認された場合に行う野生動物の感染確認検査等により、感染の疑いが生じた場合の対応を明記。
- 口蹄疫の診断のための動物衛生課との協議について、第12へ移動。

第 24 ウイルスの浸潤状況の確認等

- 都道府県は、野生動物の陽性個体確認地点等を中心とした半径 10 km 以内の区域において、死亡した野生動物及び捕獲された野生動物について、必要な検体を採材し、動物衛生研究部門に送付する旨を追記。また、同区域において、捕獲による感受性動物の個体削減、防護柵等による囲い込みを行う旨を追記。

(以上)